

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 2 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800412号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800033号

第1 結論

平成10年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年12月

私は、平成10年11月末に会社を退社し、数日後にA町役場で国民年金の加入手続を行い、既に平成11年1月11日から再就職が決まっていることを伝えた上で国民年金保険料の納付について相談した際、職員から1か月分であれば保険料を納付しなくても支障はない旨説明を受けたため、保険料を納付しないでいたところ、平成11年4月にA町から実家に当該保険料に係る催告状が送付されてきた。

その時、私は、既に再就職をしてB市に引越していたため、実家にいる母に依頼してA町役場で国民年金保険料を納付してもらい、母はその際に返却された催告状を証拠として家計簿に貼って保管していた。

ねんきん特別便により年金記録を確認したところ、母が納付した請求期間の保険料が未納となっており、納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、平成11年4月にA町から実家に「平成10年度 国民年金保険料 未納のお知らせ(催告状)」(以下「催告状」という。)が送付され、既に再就職に伴いB市に居住していた自分に代わり、母親がA町役場(以下「役場」という。)で請求期間に係る保険料を納付したと主張しており、当該保険料を納付した証拠として上記催告状を提出しているところ、当該催告状は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を促すものであり、同年4月20日付けで、A町から請求者の実家住所宛てに送付されていることが確認できる。

2 催告状の裏面には、至急の納付を促す記載に加え、納付書を紛失した場合でも当該催告状を持参すれば納付書が再発行される旨の記載があり、請求期間当時のことを知るA町の元担当職員は、少なくとも昭和60年頃から平成13年頃までの期間において、保険料の収納率向上のため

め、毎年4月下旬に未納者に対し同町独自の催告状を送付する収納対策を実施し、4月末まで催告状を持参して納付手続に訪れる多数の被保険者に対し、納付書を再発行して保険料の収納を行っていた旨陳述しており、当時のA町では、催告状を持参すれば保険料を納付することが可能であったと考えられる。

- 3 請求者及び請求者の母親の陳述によると、請求者の母親は、平成11年4月に催告状が届いたため、早めに納付しなくてはならないと思い、請求者に連絡した上で、請求者の依頼を受け、遅くとも同年4月末までには役場窓口で国民年金保険料を現金で納付したとしているところ、A町は、平成10年度の国民年金保険料は、平成11年4月末日まで役場内の窓口において現金で納付することが可能であったと回答している。

また、請求者の母親は、保険料の納付に関する手続は全て役場1階にある窓口で行った旨陳述しているところ、A町は、当時、国民年金保険料の納付手続は、役場1階にあるC課D係（当時）の窓口で納付の受付、納付書の再発行等を行い、同じく1階にあるE課（当時）の窓口で納付書と現金による保険料の収納を行っていたと回答していることから、請求者の母親が陳述している当時の状況と一致していることが認められる。

さらに、平成11年当時、請求者の母親と同居していたとする親族についてオンライン記録を確認したところ、請求者の父親及び兄は厚生年金保険の被保険者であり、請求者の母親自身は国民年金の第3号被保険者であることから、当時、請求者の母親が請求者以外の国民年金保険料を納付するために役場に行く必要はなかったことが認められる。

- 4 請求者の母親は、催告状を持参して保険料を納付した後、提出した書類の一部を切り離したものを返却されたと陳述しているところ、A町は、当時、同町で使用していた納付書は、金融機関控、町控（領収済通知書）及び本人控（領収証）が三連に並んでミシン目で切り離す様式であり、原則として催告状は回収せずに被保険者に返却していたと回答しており、請求者の母親が陳述している納付場面の状況と一致していることが認められる上、また、請求者の母親が保管していた催告状の左上部には、長期間に渡りテープで貼られていた痕跡が認められ、請求者の母親が、保険料を納付した証拠として、役場で返却された催告状を家計簿に貼って長期間保管していたことを裏付けている。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800542号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800104号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年7月及び同年8月の標準報酬月額については、24万円から28万円とする。

平成25年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月1日から同年9月1日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主が年金事務所に対して月額変更届を提出していなかった。その後、月額変更届が提出され、記録訂正されているものの、当初、届け出た標準報酬月額との差額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額 24 万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 30 年 5 月 1 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。